資料２―２

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

一部を改正する条例	現行条例（旧）
（設置） 第1条　久喜市情報公開条例（平成22年久喜市条例第12号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久喜市条例第　　号。以下「法施行条例」という。）及び久喜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年久喜市条例第　　号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。	（設置） 第1条　久喜市情報公開条例（平成22年久喜市条例第12号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び久喜市個人情報保護条例（平成22年久喜市条例第13号。以下「保護条例」という。）　　に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事項） 第2条　審議会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1)　公開条例第24条第2項の規定により審議会に意見を聴かれた事項について審議し、答申すること。 (2)　法施行条例第7条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。 (3)　市議会個人情報保護条例第51条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。 (4)　前3号に掲げるもののほか、実施機関（市長、教育委員会、選挙	（所掌事項） 第2条　審議会　　は、公開条例第2条第1項及び保護条例第2条第4号に規定する実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。 (1)　情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項 (2)　保護条例の規定による実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項

管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。）から審議会に諮問された情報公開制度又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議し、答申すること。 (5)　情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、実施機関に対し建議すること。	2　審議会は、保護条例の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受けるものとする。 3　審議会は、前2項に規定する事項のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、市長又は実施機関に対し意見を述べることができる。
（意見聴取等） 第5条　審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員に　　出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。	（意見聴取等） 第5条　審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係実施機関の職員等の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。